平成２２年（フ）第８１６号
福岡県遠賀郡芦屋町西浜町２番30号
債務者　田﨑　和美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１１５号
北九州市小倉北区京町４丁目６－１－308
サーファーズプロジェクト2100河野宏一方
債務者　森本　雅也
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１３７号
北九州市戸畑区中本町１番３号　戸畑ビル304号
債務者　品川トモ子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１４７号
北九州市小倉北区井堀２丁目１番11―802号
債務者　麻生　勇二
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１６１号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地46番606号
債務者　山崎　敏昭
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１６２号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地46番606号
債務者　山崎　竹子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１６３号
北九州市若松区東小石町２番３―206号
債務者　河野多美子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１７９号
北九州市小倉北区日明４丁目８番12号
債務者　吉岡真由美（旧姓鈴田）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１９４号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番21―803号
債務者　川﨑　絹惠
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５８６号
熊本市大江５丁目17番31―801号
債務者　杉本紗千恵
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８０８号
熊本県上益城郡益城町大字広崎978番地７
債務者　寸坂　正彦
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７４号
熊本県菊池市泗水町吉富462番地７　メゾン・ド・ソレイユ202号
債務者　荒木　真実
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９０３号
熊本市上南部２丁目５番46号　南部ハイツ202号
債務者　髙田　耕二
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５２号
鹿児島県姶良市加治木町港町５番地１　インパクトコート301号
債務者　古里美由紀
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
鹿児島県霧島市国分郡田1876番地５
債務者　山﨑　清子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田南４丁目６番30号
債務者　堀江　義信
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５９１号
奈良県桜井市大字辻67番地　纒向県営住宅５棟301号
債務者　福田　真紀
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３２２号
広島県府中市土生町1511番地５、旧住所広島県府中市三郎丸町293番地６
債務者　河野　晴美（旧姓宮鼻・松浦）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係